

第 1 1 回八幡市農業委員会議事録

令和 3 年 6 月 7 日（月） 午後 2 時 0 0 分

八幡市文化センター 3 階 会議室 3

八幡市農業委員会長 長 村 信 幸

前書は令和 3 年 6 月 7 日開催の第 1 1 回八幡市農業委員会総会の議事録に相違ないことを承認します。

署名委員 （長村 信幸） _____

署名委員 （上野 信昭） _____

署名委員 （西村 伸一） _____

案 件

議案第31号 農地法第3条許可申請審議の件
議案第32号 非農地証明願承認の件
議案第33号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認の件（入口）
について

報 告 認定電気通信事業者に対する転用規制の除外措置に係る
農地上の土地利用との調整について

出席農業委員

奥村 芳治	西川 茂男	上野 信昭	西村 伸一
古里 治彦	猪飼 美和子	森田 正彦	西川 吉之
佐野 文昭	関東 豊則	長村 信幸	前田 孝文
辻 典彦			

欠 席
吉川 俊孝

出席農地利用最適化推進委員

符川 亮	西村 忠雄	高井 賢治	關西 保博
小里 隆信	金谷 泰宏	堀口 雅智	

欠 席
吉川 栄樹

事務局

小坂 富美子 梶浦 靖人

議 長
(長村会長)

ただ今より、第11回八幡市農業委員会総会を開催いたします。
本日の、農業委員の出席は、13名出席ですので、本総会は、成立
しております。

本日の会期は午後2時から午後5時までとします。

議事録署名人の選任ですが、議席番号順となっておりますので、本日の
署名委員さんについては、議席番号3番 上野 信昭 委員と議席番号4番
西村 伸一 委員にお願いします。

議 長	それでは、議事に入らせていただきます。 まずはじめに、「議案第31号 農地法第3条許可申請審議の件」を 議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。
事務局	(事務局 朗 読) 申請物件の所在 岩田西玉造、地目は田、面積1,272㎡ 譲渡人 ○○ ○○氏 譲受人 ○○ ○○氏 申請物件の所在 内里砂田、地目は田、面積1,096㎡ 外5筆 (合計 6,532㎡) 譲渡人 ○○ ○○氏 譲受人 ○○ ○○氏 申請物件の所在 内里極楽橋、地目は田、面積1,211㎡ 外5筆 (合計 4,635㎡) 譲渡人 ○○ ○○氏、 譲受人 ○○ ○○氏 (法説明) 譲受人である○○○○氏、○○○○氏、○○○○氏につきましては、 農業経験や労働力、農機具の所有状況等から問題ないものと考えま す。 また、今回の案件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないと思 われますので、許可要件は満たしているものと考えます。
議 長	ただ今の案件につきまして、農業振興部会のご意見をお伺いします。
農業振興 部会長	ただ今の案件につきまして、5月27日に部会を開催し、審議した結 果、部会として異議はありません。
議 長	農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(委員一同 異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第31号 農地法第3条許可

	申請審議の件」につきましては、許可することといたします。
議 長	次に「議案第 3 2 号 非農地証明願承認の件」を議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。
事務局	(事務局 朗 読) 願出物件の所在 八幡土井、地目は畑、面積 1 8 5 m ² 願出人 ○○ ○○氏 (法説明) 本件につきまして、八幡土井の案件については、昭和 5 7 年度より宅地として使用されていたためであります。 非農地証明願承認については、問題がないものと考えます。
議 長	ただ今の案件につきまして、農地転用部会のご意見をお伺いします。
農地転用 部会長	ただ今の案件につきまして、6 月 2 日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。
議 長	農地転用部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(委員一同 異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第 3 2 号 非農地証明願承認の件」について、承認することといたします。
議 長	次に「議案第 3 3 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認の件 (入口)」を議題といたします。 それでは、事務局に朗読説明を求めます。
事務局	(事務局 朗 読) 特例を受ける農地の所在 八幡大谷、地目は畑、面積 2, 6 4 6 m ² 外 2 筆 相続人 ○○ ○○氏 (法説明) 本件相続人は、現在も農地を良好に管理されており、相続においても、租税特別措置法に規定する適切な農地管理が見込まれる者であると思われまます。承認については、問題がないものと考えます。
議 長	ただ今の案件につきまして、農業振興部会のご意見をお伺いします。
農業振興 部会長	ただ今の案件につきまして、5 月 2 7 日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。

議 長	農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(委員一同 異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第33号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認の件(入口)」については、承認することといたします。
議 長	以上をもちまして、本日の議案はすべて終了いたしました。 なお、報告事項がございますので、事務局から報告願います。
事務局	<p>(事務局 報 告)</p> <p>(認定電気通信事業者に対する転用規制の除外措置に係る農業上の土地利用との調整について)</p> <p>届出物件の所在 内里砂田、地目は田、面積354㎡のうち103.5㎡</p> <p>施設の概要 携帯電話基地局設置</p> <p>届出物件の所在 内里砂田、地目は田、面積354㎡のうち160.38㎡</p> <p>施設の概要 携帯電話基地局設置のための一時転用</p> <p>申出者 ○○○○株式会社</p> <p>土地所有者 ○○ ○○</p> <p>本件につきましては、農地法第5条第1項第8号、農地法施行規則第53条第14号に規定する、認定電気通信事業に供する中継施設等の設置であり、農地転用規制の除外案件であります。</p> <p>また、平成16年4月7日付、総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課企画係長事務連絡に基づき、転用規制の除外措置に係る農業上の土地利用との調整が必要となるため、認定電気通信事業者である申出者から、今回、令和3年4月14日付で事前調整申出を出されたものであります。</p> <p>なを、府に協議申出の進達を行い、府からは令和3年4月26日付けで農地に係る事業計画については、了解した旨の通知がありました。</p>
議 長	<p>最後に何かございませんか。</p> <p>無いようでございますので、これをもちまして、第11回八幡市農業委員会総会を終了いたします。</p>